

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における遺伝資源の利用と特許制度に関する
調査研究報告書

平成 28 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

13.インドネシア

インドネシアは、2011年5月11日に名古屋議定書に署名した。インドネシア政府は、2013年5月8日に名古屋議定書批准のための2013年法律第11号を制定し⁷⁸²、2013年9月24日に名古屋議定書を批准⁷⁸³した⁷⁸⁴。

13.1 制度上の措置

<法令・ガイドライン>

本調査研究の調査によると、2016年2月時点では、名古屋議定書国内担保措置及びABS国内法は見当たらない。

インドネシア環境森林省によると、2015年5月時点では、インドネシアのABS国内法として、インドネシア遺伝資源管理利用法案が、議会で審議中である⁷⁸⁵。本調査研究の調査によると、2016年2月時点では、インドネシア遺伝資源管理利用法案の成立を確認できなかった。

さらに、インドネシア環境森林省によると、インドネシア遺伝資源管理利用法案が施行されるまでの暫定的な措置として、2015年5月時点で、インドネシア遺伝資源利用に関するガイドラインを作成し、ガイドラインはほぼ完成しているようである⁷⁸⁶。

本調査研究の調査によると、遺伝資源及び遺伝資源に関する伝統的知識に関する法令・ガイドラインについては、以下の法令等が施行されているとされる。

- ・ 森林法⁷⁸⁷
- ・ 植林に関する2014年法律第39号（LAW NO.39 OF 2014 ON PLANTATION）2014年10月17日に公布（promulgate）されたとされる。現地法律事務所によると、森林法及び植林に関する2014年法律第39号は、遺伝資源のアクセスについての条項はあるが、ABSについての関連は低いようであるとの情報が寄せられた⁷⁸⁸。

⁷⁸² インドネシア環境森林省ホームページ

<http://www.menlh.go.id/peluang-dan-tantangan-protokol-nagoya-bagi-indonesia/>（インドネシア語：最終アクセス日：2016年1月16日）

⁷⁸³ ABSクリアリングハウスホームページ <https://www.cbd.int/abs/nagoya-protocol/signatories/>（最終アクセス日：2016年1月16日）

⁷⁸⁴ インドネシア環境森林省ホームページ

<http://www.menlh.go.id/peluang-dan-tantangan-protokol-nagoya-bagi-indonesia/>（インドネシア語：最終アクセス日：2016年1月16日）

⁷⁸⁵ 森岡 一、インドネシア生物多様性関連活動調査報告（公開版）<http://www.idenshigen.jp/report/ABSver6.pdf> p.17（最終アクセス日：2016年1月16日）

⁷⁸⁶ 同上 p.18

⁷⁸⁷ 同上 p.34

⁷⁸⁸ 質問票調査による

<施行の状況>

2016年2月の時点で、インドネシア遺伝資源管理利用法案の成立、及びその施行については、確認ができなかった。

<制定経緯>

現地法律事務所の情報によると、インドネシア遺伝資源管理利用法案は2001年から準備されてきた。地方の自治権をめぐる議論（regional autonomy）の政策変更を含む複雑な問題が背景として存在する。そのため法案についての最終案の策定が、今日まで遅れているようである⁷⁸⁹。

13.1.1 利用国措置

2015年5月時点で、インドネシア遺伝資源管理利用法案が議会で議論されているが、公表されていないため、利用国措置が当該法案に含まれているか否かは不明。

13.1.2 提供国措置

2015年5月時点で、インドネシア遺伝資源管理利用法案が議会で議論されているが、公表されていないため、提供国措置が当該法案に含まれているか否かは不明。

インドネシア環境森林省によると、インドネシア遺伝資源利用に関するガイドライン案に示されたアクセス許可の概要は以下のとおりである。

- ・本ガイドラインのアクセス規制の対象になるのは、遺伝資源及び遺伝資源に関連した伝統的知識である⁷⁹⁰。
- ・アクセス許可（PIC）を発行できる権限ある当局は、環境森林省、海洋漁業省、農業省である。権限ある当局がアクセス許可（PIC）の決定をするために、科学的評価を科学技術省と国立科学院に依頼する。その評価などを勘案して、権限ある当局は、アクセス許可（PIC）を発給するか否かを判断する⁷⁹¹。
- ・遺伝資源及び遺伝資源に関連した伝統的知識の提供者に対して、MATが利用者との間で締結される。同時に利益配分に関する契約も締結されなければならない。それが確認されたのちアクセス許可（PIC）が発行される⁷⁹²。
- ・遺伝資源に関連した伝統的知識については、地域社会（地域社会とは、中央政府の法令に従って生活している地域である）及び部族社会（部族内で通用する慣習法⁷⁹³に基づい

⁷⁸⁹ 質問票調査による

⁷⁹⁰ 森岡 一、インドネシア生物多様性関連活動調査報告（公開版）<http://www.idenshigen.jp/report/ABSver6.pdf> p.18（最終アクセス日：2016年1月16日）。遺伝資源及び遺伝資源に関連した伝統的知識の定義についての情報は得られなかった。

⁷⁹¹ 同上

⁷⁹² 同上

⁷⁹³ 一定の範囲の人々の間で反復して行われるようになった行動様式などの慣習のうち、法としての効力を有するものをいう。不文法の一つである。

て生活している社会である。この部族社会は、土地の所有権はないが遺伝資源などの管理権は認められている) からアクセス許可を取得する必要がある。その際に、利益配分を含む MAT 契約を行う。実際には、遺伝資源に関連した伝統的知識については、その管理者 (custodian) が認定され、当該管理者が対応する。アクセス許可及び MAT 契約が権限ある当局によって認定されると PIC が発行される⁷⁹⁴。

⁷⁹⁴ 森岡 一、インドネシア生物多様性関連活動調査報告 (公開版) <http://www.idenshigen.jp/report/ABSver6.pdf> p.18 (最終アクセス日: 2016 年 1 月 16 日)

13.2 国内担保措置の実施の状況

本調査研究によると、国内担保措置が施行されていない。

13.3 組織体制

2015年5月現在、インドネシアの名古屋議定書国内措置体制について議論するために、環境森林省、高等教育科学技術省、農業省、海洋漁業省、商業省、外務省、国立科学院などの各省から関係者が集まって月2回検討会を開いているとの情報がある⁷⁹⁵。

13.3.1 政府窓口

ABS クリアリングハウスホームページによると、インドネシア環境森林省である⁷⁹⁶。

13.3.2 国内担保措置を所管する当局

国内担保措置が見当たらないため、国内担保措置を所管する当局も不明である。

13.3.3 権限ある当局

インドネシア遺伝資源管理利用法案によると、アクセス許可（PIC）を発行できる権限ある当局は、インドネシア環境森林省、インドネシア海洋漁業省、インドネシア農業省である⁷⁹⁷。

⁷⁹⁵ 同上 p.25

⁷⁹⁶ ABS クリアリングハウスホームページ <https://absch.cbd.int/search/national-records/NDB>（最終アクセス日：2016年1月16日）

⁷⁹⁷ 森岡 一、インドネシア生物多様性関連活動調査報告（公開版）<http://www.idenshigen.jp/report/ABSver6.pdf> p.18（最終アクセス日：2016年1月16日）

13.4 知的財産制度との関係

現地法律事務所によれば、インドネシア特許法の改正が、2015年末までに行われる予定とのことであった⁷⁹⁸が、2016年2月現在、改正されたとの情報は得られていない。インドネシア改正特許法案には、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の出所開示要件が盛り込まれている⁷⁹⁹。

13.4.1 インドネシアの知的財産制度との関係

現行インドネシア特許法の下では、特許出願人は、発明が遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識に由来する場合でも当該遺伝資源の出所の開示及び遺伝資源の出所に関する文書の提出を義務付けられていない。

インドネシア改正特許法案⁸⁰⁰の第25条には、発明が遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識に由来する場合には、明細書中に由来する遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を明記する要件が導入される予定である^{801,802}。

しかし、現地法律事務所は、上記改正特許法案は、その内容がまだ確定していないとしている。

13.4.2 知的財産を所管する政府当局との関係

現地法律事務所は、インドネシア知的財産総局はチェックポイントを担う組織にはならないとの見解をもっている。理由は、この点について当該現地事務所がインドネシア知的財産総局へのヒアリングを行ったところ、インドネシア知的財産総局はチェックポイントを担う組織にはならないと、当該インドネシア知的財産総局の職員が述べていたからである。この点については、今後の政府内の議論次第であきらかになっていくものと思われる⁸⁰³。

⁷⁹⁸ インドネシア法律事務所 ROUSE ホームページ

<http://www.rouse.com/magazine/articles/ip-komodo-blog/indonesian-patent-law-amendments/> (最終アクセス日:2016年1月16日)

⁷⁹⁹ 同上

⁸⁰⁰ インドネシア法務人権省ホームページ <http://peraturan.go.id/rancangan-undang-undang-tentang-paten.html> (インドネシア改正特許法案へのリンクは、2016年2月16日時点では法案の内容が表示されなかったため、確認できなかった)

⁸⁰¹ JETRO ホームページ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/asia/2015/idn20150707.pdf (最終アクセス日:2016年1月16日) インドネシア新特許法案へのリンクがあるが、2016年2月16日時点ではリンクが切れているため、法案の詳細について確認できなかった。

⁸⁰² 海外質問票調査による

⁸⁰³ 海外ヒアリング調査による

概括表 4.各国における名古屋議定書の実施状況【提供国措置】(ベトナム、インドネシア、インド、南アフリカ、エジプト、ペルー、メキシコ)

	インド	インドネシア	ベトナム	南アフリカ	エジプト	ペルー	メキシコ
法令・ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性法2002(BIOLOGICAL DIVERSITY ACT, 2002) ・生物多様性規則2004(Biological Diversity Rules, 2004) ・生物資源及び生物資源に関連する知識へのアクセスと利益配分に関するガイドライン2014(以下、インドABSガイドライン2014) 	<p>情報が得られなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する法律No.20/2008/QH12 2008年11月11日付(以下、生物多様性に関する法律) ・政府議定No.65/2010/ND-CP生物多様性に関する法律の詳細とガイドライン 2010年6月11日付(以下、政府議定 65/2010/ND-CP) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家環境管理:生物多様性法(National Environmental Management: Biodiversity Act 2004、以下、南アフリカ生物多様性法) ・バイオプロスペクティング、アクセス及び利益配分に関する規則(Regulations on Bio-Prospecting, Access and Benefit-Sharing、以下、南アフリカABS規則) 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・最高政令第003-2009-MINAM号 ・法律第27811号 	N/A
施行の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性法2002 生物多様性法2002は第1条、第2条、第8条から第17条、第48条、第54条、第59条、第62条から第65条は2003年10月1日に施行されたとされる。第3条から第7条、第18条から第47条、第49条から第53条、第60条、第61条は2004年7月1日に施行されたとされる。 ・生物多様性規則2004 生物多様性規則2004は2004年4月15日施行されたとされる。 ・インドABSガイドライン2014 2014年11月21日に施行された。 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する法律 2009年7月1日に施行されている。 ・政府議定 65/2010/ND-CP 2010年7月30日に施行されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南アフリカ生物多様性法は、2006年1月1日に施行された。 ・南アフリカABS規則 2008年4月1日に施行された。 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・最高政令第003-2009-MINAM号は、2009年2月8日から施行された。 ・法律第27811号は、2002年8月10日付官報にて公布された。法律第27811号は、2002年8月11日に施行された。 	N/A
遺伝資源の定義	<p>「遺伝資源」:生物多様性法2002、生物多様性規則2004、及びインドABSガイドライン2014には「遺伝資源」の定義はない。</p> <p>「生物資源」:「生物資源」とは、現に利用されるか又は価値を有する可能性のある植物、動物及び微生物又はそれらの部分、それらの遺伝素材及び副産物(付加価値製品を除く)をいうが、ヒトの遺伝素材は含まないと定められている。</p>	N/A	<p>遺伝資源には、自然界、保全地帯、生物多様性保全施設及び科学研究・技術開発施設のすべての種及び遺伝子検体(genetic specimens)が含まれる、と定められている。</p>	<p>南アフリカ生物多様性法では、「遺伝資源」について、「遺伝素材」が「種の遺伝的な潜在能力又は特性を含むとしており、「遺伝素材」について、遺伝の機能的な単位を有する動物、植物、微生物その他の生物由来の素材をいうとしている。</p>	N/A	<p>アンデス協定第391号第1条に定義された用語が用いられる。</p> <p>「遺伝資源」の定義は、価値を有し、実際に利用され、又は利用される可能性のある遺伝情報を含むすべての生物素材である。</p>	N/A
アクセス手続	<p>インドには、生物資源及び生物資源に関する知識へのアクセス及び利用に関する国家生物多様性局に対する手続として、主に以下</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)アクセス許可の申請、 2)研究結果の移転の申請、 3)知的財産権の出願許可の申請、 4)生物資源及び生物資源に関連する知識の移転の申請の4種類の手続が存在する。 	N/A	<p>遺伝資源へアクセスするためには、政府が定める遺伝資源の管理者(組織等)との間で、遺伝資源へのアクセス及び利益配分について、書面により以下の事項を含む契約を締結しなければならない。また、当該契約は、遺伝資源がアクセスされた地域の省人民委員会の認証を受ける必要がある。</p>	<p>在来生物資源に係るバイオプロスペクティング及びバイオプロスペクティング又はその他の研究を目的とした在来植物資源の輸出を行うためには発行権限を有する者から許可を受ける必要がある。</p>	N/A	<p>遺伝資源へのアクセスと利用が可能となるよう、付随契約を含むアクセス契約には、事前の情報に基づき同意(PIO)、アクセスを保証するための双方の合意、(該当する場合)利益の公正且つ衡平な配分に関する規定(MAT)を含めなければならないことが定められている。</p>	N/A
実施の状況	<p>2015年12月31日時点での国家生物多様性局の受付件数は、1145件であり、承認件数は220件である(上記1),2),3),4)の合計)。</p>	N/A	<p>ベトナム天然資源環境省環境総局によれば、調査段階(2015年10月)で名古屋議定書に基づく事前の情報に基づく合意(PIO)が公式に認定された例はない。</p>	<p>明確な情報は得られなかった。</p>	N/A	<p>約90件のアクセス契約が、森林野生動物局(SERFOR)、国立農業研究所(INIA)などの行政・執行当局によって承認されている。</p>	N/A
国際的に認知された遵守証明書	<p>明確な情報は得られなかった。</p>	N/A	<p>明確な情報は得られなかった。</p>	N/A	N/A	<p>明確な情報は得られなかった。</p>	N/A
特記事項	N/A	N/A	N/A	<p>許可の申請は以下の者に対してのみ許可されるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南アフリカ共和国の法律の下で登記した法人 ・南アフリカ共和国の国民又は永住者である自然人 ・南アフリカ共和国の法律の下で登記していない法人又は南アフリカ共和国の国民若しくは永住者ではない自然人であって、南アフリカ共和国の法律の下で登記した法人又は南アフリカ共和国の国民又は永住者である自然人と共同で申請する者 	N/A	N/A	N/A

概括表6.各国における名古屋議定書の実施状況【組織体制】(ベトナム、インドネシア、インド、南アフリカ、メキシコ、ペルー、エジプト)

	ベトナム	インドネシア	インド	南アフリカ	メキシコ	ペルー	エジプト
政府窓口	ベトナム天然資源環境省環境総局	インドネシア環境森林省	インド環境森林気候変動省	南アフリカ環境省	メキシコ環境・自然資源省	ペルー環境省	エジプト環境省
国内担保措置を所管する当局	ベトナム天然資源環境省	N/A	国家生物多様性局	南アフリカ環境省	N/A		N/A
(チェックポイント) 権限ある当局	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム天然資源環境省(絶滅危惧種、希少種、貴重種リストに記載された遺伝資源や複数の州・市に所在する遺伝資源の場合) 省人民委員会(遺伝資源が1つの州/市に存在する場合) 	N/A	<p>国家生物多様性局</p> <p>国家生物多様性局によれば、チェックポイントについては検討中。</p>	南アフリカ環境省。チェックポイントの役割も担っている。	N/A	<p>各当局はそれぞれ以下の業務を担当している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ペルー環境省 ペルー農業省 ペルー森林野生動物局 ペルー国立農業試験研究院 ペルー生産省水産庁 	N/A
知的財産庁	ベトナム知的財産庁を名古屋議定書の利用国措置と関連づける規定は発見できなかった。	明確な情報は得られなかった。	インド特許意匠商標総局を名古屋議定書の利用国措置と関連づける規定は発見できなかった。	南アフリカ特許庁を名古屋議定書の利用国措置と関連づける規定は発見できなかった。	明確な情報は得られなかった。	ペルー農業省、ペルー国立農業試験研究院、ペルー生産省水産庁は、遺伝資源に関連する発明(製品及び方法)に関わる知的所有権の許認可に関する適正な情報交換システムを確立し、公正競争知的所有権保護庁と継続的に連絡を取り合うことが定められている。	明確な情報は得られなかった。
特記事項	省人民委員会はベトナム天然資源環境省から独立した存在である。省人民委員会は国会の下にはあるが、政府と組織上の直接の関連はない。	N/A	インド人については、商業利用目的又は商業利用のための生物調査・生物利用目的の生物資源取得の場合には、関係する州生物多様性委員会会議へ事前の届出が必要となる。	南アフリカでは特許出願において、発明が生物資源や遺伝資源等に由来するものであるか否かの陳述と、由来する場合には当該資源等を発明に利用する権限を証明することが義務づけられている。	N/A	先住民共有の知識(伝統的知識)の保護に関するあらゆる事項に関しての政府当局は、公正競争知的所有権保護庁の発明新技術局(DIN)である。	N/A

概表 8. 各国における名古屋議定書の実施状況【知的財産制度との関係】（インド、ベトナム、インドネシア、メキシコ、ペルー、エジプト、南アフリカ）

	インド		ベトナム	インドネシア	メキシコ	ペルー	エジプト	南アフリカ
	特許制度	ABS制度						
出所開示要件	・出所開示要件（実施可能要件との関係） 【インド特許法第10条4項】 (4) 各完全明細書については、 (a) 発明そのもの、その作用又は用途及びその実施の方法を十分かつ詳細に記載し、 (中略) (D) 発明に使用されているときは、明細書において生物学的素材の出所及び地理的原産地を開示していること	・出願許可制度 【インド生物多様性法第6条1項】 インド人、外国人の区別なく、当該手続を経ない限りインド内外で知的財産権の出願を行うことは出来ない。	【ベトナム科学技術省令01/2007第23.11条】 発明がその遺伝資源・伝統的知識に直接的に基づく場合には、遺伝資源又は伝統的知識に関する発明登録申請書には、発明者又は出願人がアクセスした遺伝資源、及び／又は伝統的知識の源泉に関する説明資料を添付しなければならない。	インドネシア改正特許法案の第25条には、発明が遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識に由来する場合には、明細書中に由来する遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を明記する要件が導入される予定である。	メキシコ特許法には遺伝資源の出所開示要件はない。ただし、特許可能な森林開発に関する一般法において、先住民共同体により署名された事前の同意を得ていない場合は、特許は法的効果を持たないとされている。	【アンデス協定決議第486号第26条(h)】 ペルーにおける特許出願時には、特許の対象となる発明（製品又は製法）が、ペルーが原産地である遺伝資源から得られ、又は当該遺伝資源から開発された場合、アクセス契約の所有権保護庁の発明新技術局（DIN）に提出する必要がある。	【エジプト知的財産法第13条】 生物又は植物又は動物の産物、又は伝統的知識、農業知識、工業知識、手工業の知識、文化遺産又は環境遺産に発明が関係している場合、発明人は適法な方法で出典を得るよう努める。 (略)	【南アフリカ改正特許法第30条3A項及び3B項】 (3A) 完全明細書を添えて特許出願を提出した何れの出願人も、出願が査定される前に、保護を請求する発明が在来の生物資源、遺伝資源又は伝統的知識若しくは伝統的用法に基づくか又は由来するものか否かを記した陳述を所定の様式により提出する。 (3B) 登録官は、出願人が、保護を請求する発明が、在来の生物資源、遺伝資源又は伝統的知識又は伝統的用法に基づくか又は由来するものであると認められる場合、かかる在来の生物資源、遺伝資源又は伝統的知識若しくは伝統的用法を利用する権限（title）又は権限（authority）について、所定の様式により証拠を提供するよう要請する。
遺伝資源の定義	明確な情報は得られなかった。	「遺伝資源」：生物多様性法2002、生物多様性規則2004、及びインドABSガイドライン2014には「遺伝資源」の定義はない。 「生物資源 (biological resources)」：「生物資源」とは、現に利用されるか又は価値を有する可能性のある植物、動物及び微生物又はそれらの部分、それらの遺伝素材及び副産物（付加価値製品を除く）をいうが、ヒトの遺伝素材は含まないと定められている。	科学技術省令01/2007には、「遺伝資源」の定義がない。	現地法律事務所は、上記改正特許法案は、その内容がまだ確定していないとしている。	明確な情報は得られなかった。	「遺伝資源」の定義は、価値を有し、実際に利用され、又は利用される可能性のある遺伝情報を含むすべての生物学的材料（アンデス協定決議第391号第1条）。	エジプト知的財産法には遺伝資源や伝統的知識についての定義はなく、出所開示の対象となるのは、生物学的材料や伝統的な医療等に関する発明である。	南アフリカ改正特許法上、「在来生物資源」の定義は、南アフリカ生物多様性法における「在来生物資源」を意味すると明記されている。また、「遺伝資源」の定義については、あらゆる在来遺伝素材、又はあらゆる在来の遺伝的可能性又は性質を意味するとされている。
他国の遺伝資源への適用	明確な情報は得られなかった。	インドにて取得された生物資源及び知識のみである（インド生物多様性法第6条1項、及び第19条2項）。	現地法律事務所によれば、科学技術省令01/2007では、第23.11条を含め、特許出願の際に出願人が出所を開示すべき遺伝資源・伝統的知識について規定していないため、遺伝資源のアクセス元がベトナムの国内であるか国外であるかを問わず、出所の開示の対象になるようだ。	現地法律事務所は、上記改正特許法案は、その内容がまだ確定していないとしている。	明確な情報は得られなかった。	特許の対象となる発明（製品又は製法）が、ペルーが原産地である遺伝資源から得られ、又は当該遺伝資源から開発された場合に適用される旨が規定されている。	明確な情報は得られなかった。	南アフリカ改正特許法における「遺伝資源」は、「在来」との記載を加えたものとなっており、南アフリカ改正特許法第30条3A項の陳述、3B項の証拠提供義務は、南アフリカ以外の生物資源及び遺伝資源には適用されないと考えられる。
出所開示要件の不遵守に対する罰則	・インド特許法第10条4項の生物学的素材の出所及び地理的原産地の開示の要件を満たしていない場合は、インド特許法第15条により当該出願が拒絶される（インド特許法第15条）。 ・如何なる利害関係人も、完全明細書が当該発明に使用された生物学的素材の出所又は地理的原産地について開示せず又は誤って記載していることを理由に、特許付与に対する異議を長官に書面で申し立てることができる（インド特許法第25条）。 ・また、利害関係人若しくは中央政府の申立に基づいて、審判部又は高等裁判所は、完全明細書が発明に使用される生物学的素材の出所又は地理的原産地を開示していないか又は誤って記載していることを理由に、特許を取り消すことができる（インド特許法第64条）。	外国人によるインドの生物資源及び生物資源に関連する知的財産権の申請に係る規定に違反するか、違反しようとするか、又は違反を教唆する者には、最大5年の禁固刑、又は最高百万ルピーの罰金刑、又はその両方が課される。更に損害額が百万ルピーを超える場合には罰金を損害額に見合ったものにする事ができるとされている（インド生物多様性法第55条1項）。	現地法律事務所の見解によると、以下のいずれの場合においても、特許出願は拒絶されず、第三者により異議申立理由にもならず、又特許の無効理由にもならないと思われる。 ・出願人が故意に出所を開示しなかった場合 ・出願人が過失により出所を開示しなかった場合 ・出所を特定できないために、出願人が出所を開示できなかった場合	現地法律事務所は、上記改正特許法案は、その内容がまだ確定していないとしている。	明確な情報は得られなかった。	・特許出願人が、アクセス契約のコピーの提出の義務がある特許出願であるにもかかわらず、提出を怠った場合、上述のとおり所定の要件を満たさなかったとして、出願は放棄したものみなされる（アンデス協定決議第486号第39条）。 ・特許が付与された後に、コピーの提出義務が履行されていないことが判明した場合には、公衆競争知的所有権保護庁の発明新技術局は、特許の無効を宣言する（アンデス協定決議第486号第75条）。 ・上記以外にも罰則が規定されている。（法定命令No.1075）。	出所開示要件の不遵守に対する罰則として、該当する特許出願がなかったものとみなされる。	上記所定の様式でなされた陳述に、重大かつ出願人に既知である虚偽の陳述又は表示が含まれた場合、又は陳述又は表示がなされた時点において、虚偽であることが合理的に既知であったと見なされる場合には、かかる特許を何人も取り消すことができるとされている（南アフリカ改正特許法第61条）。
外国からの出願に対する遺伝資源の出所開示要件の適用	明確な情報は得られなかった。	明確な情報は得られなかった。	現地法律事務所によれば、科学技術省令01/2007第23.11条の出所開示要件は出願ルートによって異なる手続を定めていないため、パリ条約に基づく優先権主張をともなう出願やPCTによる出願にも適用されるとのことである。	現地法律事務所は、上記改正特許法案は、その内容がまだ確定していないとしている。	明確な情報は得られなかった。	明確な情報は得られなかった。	明確な情報は得られなかった。	明確な情報は得られなかった。
特記事項	インド特許規則第13条に、発明に係る生物資源の出所開示についての規定を追加するものとなっている。当該改正案によれば、明細書で開示した発明が、インドの生物学的素材 (biological material) を利用している場合は、特許付与の前に提出すべき権限ある当局からの必要な出願許可について、所定の様式によって申告しなければならないとしている。	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A